

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。</p> <p>一七（略） 八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。</p> <p>一七（略） 八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの。</p>

改正案	現行
<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 株式会社産業再生機構</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第一号二に掲げる金融機関等 平成十七年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>四 株式会社産業再生機構 株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>3（略）</p> <p>（特定整理回収協定）</p>	<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第一号二に掲げる金融機関等 平成十六年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>3（略）</p> <p>（特定整理回収協定）</p>

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 (略)

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号二又はホに掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 (略)

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 (略)

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号二に掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号に規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 (略)

(課税の特例)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り（平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に係るものを除く。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

4
(略)

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

4
(略)

改正案	現行
<p>（銀行法等の適用） 第二十条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十条第三項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条（第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p>	<p>（銀行法等の適用） 第二十条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十条第四項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条（第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる事項の認可に関すること。</p> <p>イ 設立</p> <p>ロ 定款の変更の決議</p> <p>ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議</p> <p>ニ 合併、分割及び解散の決議</p> <p>三 関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p>